

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	8	担当課	水産課
法令名	沿岸漁場整備開発法	根拠条項	22-2	不利益処分の種類	放流効果実証事業の改善命令	
沿岸漁場整備開発法 [昭和49年法律第49号 改正 昭和53年法律第87号 昭和58年法律第61号 昭和62年法律第87号]						
(報告徴収及び改善命令)						
第二十二條 都道府県知事は、放流効果実証事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し必要な報告をさせることができる。						
2 都道府県知事は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定法人に対し、その業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。						
一 指定法人が第十五条第三項、第十七条第一項、第二十条第一項又は前条の規定に違反した場合						
二 次に掲げる場合その他指定法人が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施していないと認められる場合						
イ 指定法人が第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画で定めるところに従い第十六条の業務を実施していると認められない場合						
ロ 第十七条第一項又は第二十条第一項の認可に係る業務実施計画が、当該認可後沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため、第十九条各号のいずれかに該当しなくなつたと認められる場合						
ハ 指定法人が協力金を放流効果実証事業以外の用途に充てた場合						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	8	担当課	水産課
法令名	沿岸漁場整備開発法	根拠条項	22-2	不利益処分の種類	放流効果実証事業の改善命令	
沿岸漁場整備開発法の運用について [58水振第2486号昭和58年9月30日 水産庁長官通達]						
第3 放流効果実証事業						
2 放流効果実証事業に対する監督						
(7) 改善命令(法第22条第2項)						
ア 都道府県知事は、放流効果実証事業の適正かつ確実な実施を確保するため、業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						
これは、放流効果実証事業の実施主体を都道府県が一を限り指定する民法法人としている関係で指定した都道府県知事としても安易に指定を取り消すのではなく、その適正な実施が図られるよう努めるべきと考えられることから、直ちに指定の取消しという手段に訴えるのは適当と考えられないこと等の理由によるものである。						
イ 業務の方法の改善に関し必要な措置を命ずることができる場合は、法第22条2項各号に列記してありである。なお、この場合には、次の事項につき留意されたい。						
法第22条第2項2号						
改善命令は、同号のイ、ロ及びハに掲げる場合のみに限られるものではなく、「その他指定法人が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施していないと認められる」全ての場合につき行い得るものである。このような場合としては、例えば、役員等の信用失墜行為等が考えられる。						
法第22条第2項2号ロ						
指定法人が事業実施計画で定めるところに従い放流効果実証事業に係る業務を実施していた場合においても、沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に緊急かつ予測し難い変動があった場合には、必ずしも、そのまま事業を継続することは適切でない場合があるので、このような場合には、業務実施計画の変更等を命じることができることとした。						